



ライオンズクラブ
国際協会

会則及び付則

標準版クラブ会則及び付則

2016年6月30日改定

ライオンズクラブ国際協会

目的

ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、
認証状を交付し、監督する。

各ライオンズクラブの事業を統制し、運営を標準化する。

世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい
発展させる。

よい施政とよい公民の原則を高揚する。

地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。

友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。

一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す。

使命声明文

ライオンズクラブを通じて、ボランティアに社会奉仕の手段を与え、人道的ニーズを満たし、平和と国際理解を育む。

会則及び付則



ライオンズクラブはライオンズクラブ国際協会のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

ライオンズクラブは、この標準版をクラブの会則及び付則として採択するよう、奨励される。

クラブがこれを採択したら直ちに、幹事は、この会則及び付則を永久的な記録として保管する。

独自の会則及び付則を採択しなかつたいかなるクラブの運営に対しても、標準版クラブ会則及び付則並びにその改正が完全に効力を有し、それを統治する。

国際会則及び付則との整合性があり、個々のクラブの会則及び付則には定められていないが、標準版ライオンズクラブ会則及び付則に定められているクラブの運営事項はすべて、標準版ライオンズクラブ会則及び付則にある規定に準拠しなければならないことを、国際理事会は方針としてここに宣言する。

標準版クラブ会則

第1条 - 名称	2
第2条 - 目的	2
第3条 - 会員	
第1項 - クラブ会員となる資格	2
第2項 - 入会招請	2
第3項 - 会員資格の喪失	3
第4条 - 紋章、色、スローガン及びモットー	
第1項 - 紋章	3
第2項 - 名称及び紋章の使用	3
第3項 - 色	3
第4項 - スローガン	3
第5項 - モットー	3
第5条 - 優越性	3
第6条 - クラブの大きさ	4
第7条 - 役員	
第1項 - 役員	4
第2項 - 解任	4
第8条 - 理事会	
第1項 - 構成員	4
第2項 - 定足数	4
第3項 - 任務及び権限	4
第9条 - 国際大会及び地区大会への代議員	
第1項 - 国際大会に代議員を派遣する権利	5
第2項 - 地区／複合地区大会に代議員を派遣する権利	6
第3項 - クラブ代議員及び補欠代議員の選出	6
第10条 - クラブ紛争処理手順	
第1項 - 処理手順の対象となる紛争	6
第2項 - 紛争処理の要請及び手数料	7
第3項 - 申し立てへの返答	7
第4項 - 守秘義務	7
第5項 - 調停者の選任	7
第6項 - 調停会議及び調停者による裁定	9
第11条 - クラブ支部プログラム	
第1項 - 支部編成	9
第2項 - 親クラブにおける会員籍	10
第3項 - 資金獲得	10
第4項 - クラブ支部の資金	10
第5項 - 解散	10

第12条 - クラブ資金	
第1項 - 事業（活動）資金.....	10
第2項 - 運営資金.....	10

第13条 - 改正	
第1項 - 改正手順.....	10
第2項 - 通知.....	11

付則

第1条 - 会員	
第1項 - 会員種別.....	11
第2項 - グッドスタンディング.....	13
第3項 - 二重クラブ会員籍.....	13
第4項 - 退会.....	13
第5項 - 再入会.....	13
第6項 - 転籍.....	13
第7項 - 不払い.....	14
第8項 - 出席.....	14

第2条 - 選挙及び空席補充	
第1項 - 年次選挙.....	14
第2項 - 理事選出.....	14
第3項 - 役員になるための資格.....	14
第4項 - 指名会.....	14
第5項 - 指名委員会.....	15
第6項 - 選挙委員会.....	15
第7項 - 投票.....	15
第8項 - 必要票数.....	15
第9項 - 就任できない候補者.....	15
第10項 - 欠員.....	15
第11項 - 次期役員の交代.....	16

第3条 - 役員の仕事	
第1項 - 会長.....	16
第2項 - 前会長.....	16
第3項 - 副会長.....	16
第4項 - 幹事.....	16
第5項 - 会計.....	17
第6項 - 会員委員長.....	17
第7項 - ライオン・テーマー.....	18
第8項 - ライオン・ツイスター.....	18

第4条 - 委員会	
第1項 - 常設委員会.....	18
第2項 - 会員委員会.....	19
第3項 - 特別委員会.....	19
第4項 - 会長の職権.....	19
第5項 - 構成.....	19
第6項 - 委員会の報告.....	19

第5条 - 会議	
第1項 - 理事会の定例会議.....	20
第2項 - 理事会の特別会議.....	20
第3項 - クラブ例会.....	20
第4項 - クラブ特別会合.....	20
第5項 - 年次会議.....	20
第6項 - 代替会議形式.....	20
第7項 - 周年記念.....	20
第8項 - 定足数.....	21
第9項 - 郵便による業務処理.....	21
第6条 - 入会金及び会費	
第1項 - 入会金.....	21
第2項 - 年間会費.....	21
第7条 - クラブ支部運営	
第1項 - クラブ支部役員.....	22
第2項 - 連絡員.....	22
第3項 - 投票する権利.....	22
第4項 - 入会金及び会費.....	22
第8条 - その他	
第1項 - 会計年度.....	23
第2項 - 議事規則.....	23
第3項 - 政党／宗派.....	23
第4項 - 個人的利益.....	23
第5項 - 報酬.....	23
第6項 - 資金の要請.....	23
第9条 - 改正	
第1項 - 改正手順.....	24
第2項 - 通知.....	24
別紙A - 会員種別表	25
別紙B - 投票用紙見本	27
別紙C - 標準組織機構	28

標準版クラブ会則

第1条 名称

本クラブは_____ライオンズクラブと称し、ライオンズクラブ国際協会（以下、国際協会という）のチャーターを受け、その管轄下におかれる。

第2条 目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 世界の人びととの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。
- (b) よい施政とよい公民の原理を高揚する。
- (c) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (d) 友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和をはかる。
- (e) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (f) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

第3条 会員

第1項 クラブ会員となる資格。 善良な徳性の持主で、地域社会において声望のある成人は、付則第1条の規定に従い、本クラブの会員になる資格を持つ。本会則及び付則に、男性を表す用語が用いられている場合はすべて、男性と女性の両者を意味するものと解釈する。

第2項 入会招請。 本ライオンズクラブへの入会は、招請のみによる。招請推薦は、国際本部所定の用紙を用いて行われるものとし、推薦を行いスポンサーとなるグッドスタンディングの会員がこれに署名をして、会員委員長またはクラブ幹事に提出しなければならない。会員委員会が検討した上で、会員委員長または幹事はこの推薦書を理事会に提出する。理事会の過半数の承認を得た場合に、新会員候補者は入会招請を受けて本クラブの会員と

なることができる。必要事項と署名がきちんと記入された所定の会員用紙が入会費及び会費と共に幹事に提出されるまでは、会員候補者が国際協会に報告されてはならないし、ライオンズ会員として協会から正式に認められない。

第3項 会員資格の喪失。 正当な理由に対して理事会全構成員の3分の2の賛成投票があれば、会員を除名することができる。クラブからの除名と同時に、あらゆる「ライオンズ」という名称、紋章その他クラブと国際協会の有する標章を使用する権利も喪失する。クラブは、国際会則及び付則と理事会方針の規定に違反するとみなされる行為を行い、国際協会によりライオンとしてあるまじきとされた会員を除名すべきであり、これを行わないことはクラブ解散処分にあたる。

第4条

紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。 本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項 名称及び紋章の使用。 協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 色。 本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 スローガン。 本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety (自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる)」である。

第5項 モットー。 本クラブのモットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条

優越性

地区（単一、準、複合）及び国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針に抵触することなくクラブがこれを改正した場合を除き、クラブは標準版クラブ会則

及び付則に準拠するものとする。クラブの会則及び付則と地区（単一、準、複合）会則及び付則の規定の間に抵触または矛盾が存する場合はいかなる場合も当該地区（単一、準、複合）会則及び付則に準拠するものとする。さらに、クラブの会則及び付則と国際会則及び付則の規定または理事会方針の間に抵触または矛盾が存する場合は、いかなる場合も国際会則及び付則と理事会方針に準拠するものとする。

第6条 クラブの大きさ

ライオンズクラブは、クラブ結成認証状を受けるために必要な最低会員数である20人の会員維持に努める。

第7条 役員

第1項 **役員**。会長、前会長、副会長、幹事、会計、ライオン・テーマー(任意)、テール・ツイスター(任意)、会員委員長、並びに選出されたその他の全理事を、本クラブの役員とする。

第2項 **解任**。本クラブのいかなる役員も、正当な理由があれば、全会員の3分の2の賛成投票によって解任することができる。

第8条 理事会

第1項 **構成員**。理事会の構成員は、会長、前会長、副会長、幹事、会計、ライオン・テーマー(任意)、クラブLCIFコーディネーター、テール・ツイスター(任意)、会員委員長、指名された場合には支部会長、並びに選出されたその他の全理事である。

第2項 **定足数**。理事会のいかなる会議においても、構成員の過半数の出席をもって定足数に達したとみなされる。他に特に規定される場合を除き、理事会の会議に出席した構成員の過半数の決議は、理事会全体の決議となる。

第3項 **任務及び権限**。本会則及び付則で他に規定された任務及び権限に加えて、理事会は下記の任務及び権限を持つ。

(a) 理事会は本クラブの執行機関であり、各役員を通し、クラブに承認された方針を履行する責任を持つ。本クラブの新しい企画及び方針は、まず理事会

が検討し形成した上、クラブ例会又は特別会合で提案され、会員の承認を受けなければならない。

(b) すべての支出には、理事会の承認を必要とする。理事会は、本クラブの現収入を超過する負債を負ってはならない。又、クラブ会員が承認した企画及び方針に反する目的のためにクラブ資金の支払を承認してはならない。

(c) 理事会は、本クラブ役員の決断を修正あるいは撤回する権限を持つ。

(d) 理事会は、年1回または必要と認めた時は更に頻繁に、本クラブの会計及び運営の記録の監査を受ける。また、本クラブの役員、委員会、あるいは会員によるクラブ資金の扱いについて会計報告を要求する、又は監査を受けることができる。本クラブのグッドスタンディングの会員は、要請すれば、妥当な日時に妥当な場所で上記監査又は会計状況を検査することができる。

(e) 理事会は財務委員会の推薦を受けて、本クラブ資金を預金する銀行を指定する。

(f) 理事会は、本クラブ役員の任務遂行を保証するための担保を定める。

(g) 理事会は、事業を行って一般人から資金を集めた場合には、その事業の収益を本クラブの運営のために費やすことを承認したり許可してはならない。

(h) 理事会は、すべての新企画及び方針をそれぞれ担当の常設委員会又は特別委員会に委託し、その委員会に研究させ、勧告を受ける。

(i) 理事会は、一般に認められる会計処理方法に従って、少なくとも二つの別個の資金を設ける。一つの資金は、会費、テール・ツイスターのファイン、その他クラブ内で集めた運営費を記録するためのものである。二つ目は公衆の協力を求めて集めた事業資金又は公共資金を記録するために設けるものである。このような資金の支出は、本条(g)項に厳密に従って行われるものとする。

第9条

国際大会及び地区の大会への代議員

第1項 **国際大会に代議員を派遣する権利。** 国際協会は大会に参加するライオンズクラブによって統治されるので、協会の諸事項に関して本クラブが発言できるよう、本クラブは、協会の年次大会に代議員を派遣するのに必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、会員数25人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1

人ずつ、国際協会のいかなる大会にも派遣する権利を持つ。ただし本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。本項にある過半の端数とは、13人以上の会員数である。

第2項 地区/複合地区の大会に代議員を派遣する権利。
地区に関する事項は地区(単一、準、複合)大会に提出され採用されるので、本クラブは、そのような大会に割当てられた数の代議員を全員派遣すると共に、その大会に出席する代議員のために必要な経費を支払う権利を持つ。本クラブは、大会開催前月1日現在の国際協会の記録に基づき、少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員数10人ごと並びにその過半の端数について、代議員及び補欠代議員を1人ずつ、その地区(単一、準及び複合)の各年次大会に派遣する権限を持つ。ただし、本クラブは、代議員及び補欠代議員を少なくとも最低1人、派遣する権利を持つ。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を、いずれも本人の意思に基づいて投ずる権利を持つ。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。

第3項 クラブ代議員及び補欠代議員の選出。理事会または理事会により委任を受けた委員会は、クラブ会員の承認の下に、地区大会(単一又は準)、複合地区大会、国際大会に派遣する代議員及び補欠代議員を選び、任命する。有資格の代議員はグッドスタンディングのクラブ会員で、この会則及び付則の別紙Aにある会員種別表に示された会員の権利と特権において必要な投票権を有していなければならない。

第10条 クラブ紛争処理手順

第1項 処理手順の対象となる紛争。会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足のいく解決ができないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会(もしくは同理事会の任命する者)が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる

る紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。

第2項 紛争処理の要請及び手数料。紛争のいかなる当事者も、書面により地区ガバナーに対して紛争処理を要請すること（「抗議申し立て」）ができる。紛争処理を求める要請はすべて、かかる要請の根拠となる事態の発生を当事者が知ったか、もしくは知っているべきであった時点から30日以内に地区ガバナーに対して提出されなければならない。抗議申し立て文書の写しは被申立人にも送られなければならない。本手順に基づいて抗議申し立てを行うに当たっては、各抗議申立人により地区（単一又は準）に支払われるUS\$50.00の手数料、もしくは該当通貨による相当額が、かかる抗議申し立てが行われる時点で地区ガバナー宛に納められなければならない。本手順に基づく抗議申し立てに対し、上記の額を超える手数料を請求するかどうかについては、各地区（単一又は準）において決定することができる。上記の額を超える手数料のいかなるものも、本手順に基づく抗議申し立てに係わる一切の手数料の請求に先立ち、地区キャビネットの過半数の票決により承認されなければならない。かかる手数料は、US\$250.00もしくは該当通貨による相当額を超えてはならず、かつ地区（単一又は準）宛てに支払われなければならない。返金手順が地区キャビネットに承認された場合を除いては、手数料の全額が事務手数料として地区（単一又は準）に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。本紛争処理手順に関連して発生する費用は、地区（単一又は準）の既存の方針において本紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区（単一又は準）の負担となる。

第3項 申し立てへの返答。申し立ての通知を受けてから10日以内に、被申立人は申し立てられた抗議に対し地区ガバナーに書面にて返答を行うことができる。返答文書の写しは抗議申立人にも送られなければならない。

第4項 守秘義務。ひとたび正式に抗議申し立てが行われたら、抗議申立人、被申立人、地区ガバナー、調停者の間のやり取りの内容は最大限可能な限り極秘扱いとされなければならない。

第5項 調停者の選任。紛争処理要請受領日から15日以内に、地区ガバナーは、紛争を審理する中立な立場の調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係して

いるクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。地区ガバナーは、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記した文書を、地区ガバナーによる調停者任命の通知を受けてから10日以内に地区ガバナー・チーム（地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナー）に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると見なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、当事者からの不服を唱える文書によって十分に立証されていると地区ガバナー・チームが多数決によりその自己の裁量で判断した場合には、地区ガバナー・チームは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内、あるいは隣接地区のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である別の調停者を多数決によって任命しなければならない。そうでない場合、地区ガバナー・チームは多数決により、不服の主張を退け当初の調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。地区ガバナー・チームの決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。本5項において規定されている期限は、地区ガバナー又は地区ガバナー・チームが短縮もしくは延長することはできない。紛争処理要請受領日から15日以内に地区ガバナーが紛争を審理する調停者を任命しなかった場合には、法律部が、紛争を審理する調停者を1人任命する。調停者を務めるのは、紛争に関係しているクラブ以外の、紛争が生じている地区（単一又は準）内のグッドスタンディング・クラブに現在所属するグッドスタンディングの会員であると共に、紛争中の問題に関して公平であり、かつ紛争のいかなる当事者に対しても中立である元地区ガバナーとする。法律部は、任命された調停者の氏名を当事者に文書で通知しなければならない。万一、任命された調停者に対していずれかの当事者が不服である場合には、不服を唱える当事者は、かかる調停者を不服とするすべての理由を明記し

た文書を、法律部による調停者任命の通知を受けてから10日以内に法律部に提出しなければならない。不服を唱える文書が提出されなければ、調停者は全当事者にとって納得のいく者であると思なされる。任命された調停者が公平性や中立性に欠けることが、不服を唱える当事者の文書によって十分に立証されていると法律部がその裁量で判断した場合には、法律部は上記の選任手続きに従って別の調停者を任命しなければならない。そうでない場合、法律部は、不服の主張を退け、法律部が当初選任した調停者の任命を確定する旨を記した文書を、全当事者に対し出さなければならない。法律部の決定と任命は、当事者から不服を唱える文書を受けてから15日以内に確定しなければならない。任命された時点で調停者は本手順に従って紛争を処理または裁決するために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。

第6項 調停会議及び調停者による裁決。 調停者は任命された後、紛争調停を目的とする当事者間の会議開催を手配する。当該会議は調停者が任命されてから30日以内に開かれなければならない。調停者の目的は、速やかかつ円満に紛争を解決することにある。そのような調停努力が成功しなかった場合には、調停者がその紛争に対して裁定を行う権限を持つ。調停者は当事者間の最初の会議が開催された日から30日以内に書面によって裁定を行わなければならない。かかる裁定を最終的なものとして、当事者全員がこれに拘束される。裁定内容を記載した文書の写しは、当事者全員および地区ガバナーのほか、要請に応じてライオンズクラブ国際協会の法律部に提供されなければならない。調停者による裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則で定められたすべての適用条項ならびに国際理事会の方針に合致していなければならない。国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

調停者による最終的かつ拘束力を有する裁定に従わないことはライオンとしてふさわしくない行為であり、会員籍の喪失および/またはクラブのチャーター取消しとなることがある。

第11条 クラブ支部プログラム

第1項 支部編成。 事情があつて正クラブ結成をサポートできない場合、その地域にライオンズを広められるよう、クラブは支部を編成することができる。支部は、親

クラブの一つの付設組織として会合し、支部の地域社会において奉仕活動を行うものとする。

第2項 **親クラブにおける会員籍**。支部会員は、親クラブの会員として認められる。会員は、付則第1条に記されている会員種別のうちの一つに分類される。

第3項 **資金獲得**。支部が公衆に協力を求めて集めた活動資金又は公共福祉のための金銭は、そのような目的を記録するために設けられた資金口座に保管されなければならない。別に具体的に指定されない限り、この資金は支部のある地域社会で使用されなければならない。クラブ支部理事会は、手形に連署する権限を、親クラブ会計に与えることができる。

第4項 **クラブ支部の資金**。クラブ支部が解散する場合には、支部に残っている資金はすべて親クラブに戻されるものとする。クラブ支部が新たに正クラブとして変換する場合には、クラブ支部用に残っている資金はすべて、この新クラブ用に振り替えられるものとする。

第5項 **解散**。支部は、親クラブ全会員の過半数による賛成投票で解散できる。

第12条 クラブ資金

第1項 **事業(活動)資金**。公衆から集めた資金は公衆のための使用に帰されるべきであり、これは公衆から集めた資金を投資した結果得た資金にもあてはまる。事業資金から拠出してよい唯一の例外は、資金獲得活動を行うための直接経費のみである。同資金への利子として獲得した資金もまた、公衆のための使用に帰されなければならない。

第2項 **運営資金**。運営資金には、会費、テール・ツイスターのファイン、その他の寄付などクラブ会員から集めた資金が充てられる。

第13条 改正

第1項 **改正手順**。理事会があらかじめ改正の必要を認めた場合、本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者があれば、投票した会員の3分の2の賛成投票によって、本会則を改正することができる。

第2項 **通知**。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前に本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われぬ。

付則

第1条 会員

第1項 会員種別。

(a) **正会員**:クラブ、地区、または国際協会の役職に立候補する資格（ただし資格要件を満たしている場合）と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(b) **不在会員**:クラブ所在地から転出したクラブ会員又は健康上の理由やその他の正当な理由により規則正しくクラブの会合に出席することが不可能な会員で、クラブにとどまることを希望し、これをクラブ理事会が適当と認めた者。不在会員の資格は6カ月ごとにクラブ理事会で再検討されるものとする。不在会員は役職に就くことも、地区又は国際の大会又は会合において投票することもできないが、クラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区及び国際の会費が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(c) **名誉会員**:そのクラブの会員以外の者で、ライオンズクラブが奉仕をする地域社会のために著しい貢献をし、クラブが名誉会員の称号を与えることを希望した者。クラブは、名誉会員の入会金、地区会費、及び国際会費を支払う。名誉会員は会合に出席できるが、正会員が持つ特権を持たない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(d) **優待会員**:15年以上クラブ会員であって、病気、老齢その他クラブ理事会の認める正当な理由により正会員であることを放棄した者。優待会員はクラブが課す会費を納入しなければならない。その会費には地区会費及び国際会費が含まれる。優待会員は投票権を持つほか、会員としての他のいかなる特権も持つが、クラブ、地区、

又は国際の役員職に就くことはできない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(e) **終身会員**:20年以上ライオンズ正会員であり、かつ所属クラブ、その地域社会、あるいは国際協会に対する会員としての功績が著しい者、又は、重病人、あるいは15年以上正会員であり、かつ少なくとも70歳に達している者は、次の手続によってクラブの終身会員となることができる。

- (1) 所属クラブが協会に推薦、
- (2) 今後の国際会費全額の代わりにUS\$650もしくは現地通貨によるUS\$650相当額を所属クラブが納入、及び
- (3) 国際理事会の承認。

終身会員には、正会員としての義務を遂行する限りにおいて、正会員に与えられるすべての特権が与えられる。終身会員が移転を希望し、かつ他のクラブから招請を受けて転籍した場合、自動的に転籍先クラブの終身会員となる。クラブは、終身会員に対してクラブが適当と見なす額の会費を課すことができる。現在、ライオンズクラブの正会員であるか、又は2007年6月30日までにライオンズクラブの正会員となる元ライオネスは、ライオネスとしての奉仕歴をすべて、終身会員となるための資格に適用することができる。2007年6月30日を経過してライオンズクラブの正会員となるライオネスは、終身会員となる資格に、ライオネス奉仕歴を適用することができない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

(f) **準会員**:他のライオンズクラブに主な会員籍を持つが、このクラブが奉仕する地域社会に住居を持つか、就職している会員である。準会員の地位は、クラブ理事会の招請によって与えられるもので、毎年考察を受ける。このクラブは、月例会員報告書で準会員を報告することはできない。

準会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、準会員となっているクラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。この会員は、準会員となっているクラブを通して、クラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。準会員から地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)会費及び国際会費を徴収することはできない。ただし、このクラブは妥当とみなされる会費を準会員から徴収することができる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象とならない。

(g) **賛助会員**:現在のところ、クラブの正会員として全面的に活動できないが、クラブとその奉仕活動を支持しており、クラブへの賛助を希望する地域社会の優れた人物である。この地位は、クラブ理事会の招請によって与えられる。

賛助会員は、出席している会議においてクラブ事項に対する投票権を持つが、クラブを代表して、地区(単一、準、暫定、及び/又は複合)大会又は国際大会の代議員になることはできない。

この会員はクラブ、地区、又は国際の役員職に就くことも、地区、複合、又は国際の委員会への任命を受けることもできない。賛助会員は、地区会費、国際会費、その他クラブが課す会費を払わなければならない。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

第2項 **グッドスタンディング**。幹事から文書による通知を受けてから30日以内に、本クラブに対する負債を支払わない会員は、その全額を支払うまで、グッドスタンディングの会員ではなくなる。グッドスタンディングの会員だけが、投票権を行使することができ、役員になることができる。

第3項 **二重クラブ会員籍**。名誉会員又は準会員を除いて、いかなる会員も同時に本クラブ及び他のライオンズクラブの会員になることはできない。

第4項 **退会**。いかなる会員もクラブから退会することができ、退会は、理事会がそれを認めた時に有効となる。ただし、その会員が未納金をすべて支払い、クラブ資金及び財産をクラブに返却するまで、理事会は退会の承認を保留することができる。本クラブ及び協会の「ライオンズ」という名称、紋章、その他の標識を使用するすべての権利は、会員籍が取り消された時点で消滅する。

第5項 **再入会**。グッドスタンディングで退会した会員は誰でも、クラブ理事会が再入会を認めることができ、合計年数のライオンズ奉仕歴の一部として以前のライオンズ奉仕歴を記録に維持することができる。退会していた期間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定に従った承認が必要となる。

第6項 **転籍**。本クラブは、転籍要請時に会員がグッドスタンディングであることを条件に、他のクラブを退会したか退会予定の者の転籍を認めることができる。前クラ

ブ退会と転籍会員用書式又は会員カード提出の間が12カ月を超える場合には、会則第3条第2項の規定によるのみ、本クラブに入会できる。このクラブから他のクラブへの転籍を希望する会員は、クラブ幹事により作成された転籍会員用書式を提出しなければならない。幹事は、理事会が当該会員の転籍を会費等の未払いやクラブ資金または財産の返済・返却がされないために保留としている場合を除き、遅滞なく転籍会員用書式を記入する義務を負う。

第7項 **不払い**。幹事は、文書による幹事からの請求を受けてから60日以内に本クラブに対する負債を支払わない会員の氏名を、理事会に提出しなければならない。理事会は、その会員を除名するか会員として維持するか決める。

第8項 **出席及び参加**。クラブは、その会合及び活動への定期参加を奨励する。

第2条 選挙及び空席補充

本クラブの役員は、前会長を除き、選挙で選ばれる。

第1項 **年次選挙**。理事を除くすべての役員は、本条第7及び8項の規定に従って毎年選出され、7月1日に就任する。任期は7月1日から1年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。幹事は、選挙後15日以内に速やかに選出された役員を国際協会に報告しなければならない。

第2項 **理事選出**。理事は半数ずつ毎年選出され、任期は、選挙直後の7月1日から2年間又は後任者が選出されて就任するまでとする。ただし、本会則採用後の第1回選挙では、2年任期及び1年任期の理事をそれぞれ半数ずつ選出する。

第3項 **役員になるための資格**。グッドスタンディングの正会員以外は誰も、本クラブの役員になることはできない。

第4項 **指名会**。指名会は毎年3月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メールなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくとも選挙実施の14日前までに行われなければならない。

第5項 **指名委員会**。会長は指名委員会を任命する。同委員会は、各役員の候補者名を指名会でクラブに提出する。指名会の席上でも、次年度のすべての役職に対する候補者を指名推薦することができる。

第6項 **選挙委員会**。選挙会は4月または理事会により決定された日に、理事会により決定された時間及び場所で開催される。選挙会の通知は、郵便、電子メールなどの手段により、または直接届けることにより、各クラブ会員に対し少なくとも選挙実施の14日前までに行われなければならない。この通知には、さきの指名会で承認された全候補者の氏名を記載すると共に、上記第3項の規定に従い、選挙会でこれらの候補者に対して投票が行われることも明記する。選挙会において、会員がその席から候補者を指名推薦することはできない。

第7項 **投票**。選挙は出席している有資格者による記入式の無記名投票により行われなければならない。

第8項 **必要票数**。役員候補者は、当選者となるためには出席している投票権のあるクラブ会員による投票数の過半数を獲得しなければならない。この選挙の目的においては、過半数とは白紙及び欠席を除いた有効投票総数の半分を上回る数と定義される。最初の投票及びそれ以降の投票において、いずれの候補者も過半数の票を獲得しなかった場合には、最低票数を得た候補者または同数で最低票数を得た複数の候補者を落選とし、1人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票を繰り返す。いずれの投票でも同点の場合、1人が当選するまで投票を継続する。

第9項 **就任できない候補者**。指名会から選挙会の間に、指名された候補者が何らかの理由で役員就任不可能になり、その他に推薦された候補者がいない場合には、指名委員会が追加の候補者名を選挙会で提出する。

第10項 **欠員**。会長又は副会長が何らかの理由により欠員となった場合は、副会長が順位に従って昇格する。この昇格規定によっても会長職あるいは副会長職が補充されない場合は、理事会が直ちに特別選挙会を招集する。理事会はその日時及び場所を決定し、暦上の14日前までにグッドスタンディングの各会員に会長職を補充する選挙が行われる旨通知する。

その他の役職に欠員が生じた場合は、理事会がその役職に残る任期の後任者を任命することができる。

理事に欠員が生じ、理事会の定足数を満たすことができなくなった場合は、クラブ会員は、あらかじめ通知した上で例会における選挙によって空席を補充する権限を持つ。通知の方法は下記11項に準ずる。通知は残りの役員又は理事がするが、役員が残っていない場合はいずれの会員が行ってもよい。

第11項 次期役員の交代。役員に選出された者が、任期の始まる前に何らかの理由で就任不可能になったり、あるいは就任を拒否した場合は、会長はその役職を補充するため、特別指名会及び選挙会を招集することができる。暦上の14日前までにその会の目的、日時及び場所を記載した通知書を各会員に送付する。選挙は指名締め切り後直ちに行うものとし、最高得票者を当選者とする。

第3条 役員の仕事

第1項 会長。会長は、本クラブの最高執行役員となる。本クラブ及び理事会のすべての会合を主宰する。理事会及びクラブの定例会議並びに特別会議を招集する。本クラブの常設委員会及び特別委員会を任命し、各委員会がその機能を果たし、その仕事について報告できるよう、委員長に協力する。選挙日が決まり、その通知が出され、選挙が行われることを確認する。クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となり、同委員会に協力する。

第2項 前会長。前会長及び元会長は、クラブの例会で会員や賓客を迎え入れると共に、クラブを代表して、クラブ所在地域社会から入会する奉仕精神に富む新会員を歓迎する。

第3項 副会長。会長が何らかの理由で任務を遂行できない場合には、副会長が順位に従ってその役に就き、会長と同じ権限をもってその任務を果たす。各副会長は、会長の指揮の下に、会長が割り当てた委員会の活動を監督する。

第4項 幹事。幹事は、会長及び理事会の指導監督の下に、クラブが所属する地区(単一又は準、及び複合)並びに国際協会と、クラブとの間の連絡係を務める。そのために、下記を行う。

- (1) 国際理事会が要求する情報を記入した月例報告及びその他の報告を、国際本部に対して行う。
- (2) 月例報告書を含め、地区ガバナーのキャビネットが要求する報告書を、同キャビネットに提出する。

- (3) クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会の正規構成員となり、同委員会に協力する。
- (4) クラブの会合及び理事会々議の議事録、出席簿、委員会任命、選挙、会員に関する情報、会員の住所及び電話番号、会員の会費納入、クラブの収支など、本クラブの一般的な記録を保管する。
- (5) 会計と協力して、四半期又は半期ごとに各会員に会費その他の納入金を請求する手配をして集金し、それをクラブ会計に渡し、会計から領収書を確保する。
- (6) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (7) 任期を終えるにあたっては、クラブの一般的記録一式を速やかに後任者に引き渡す。

第5項 会計。会計は、

- (1) 幹事その他からすべての金銭を受け取り財務委員会が推薦し、理事会が承認した銀行に預金する。
- (2) 理事会の承認によってのみ、支払いを行う。
- (3) クラブの収入と支出の全般的な記録を保管する。
- (4) 毎月及び半期ごとに会計報告書を作成し本クラブ理事会に提出する。
- (5) 理事会の要求があれば、その職務遂行に対し保証金又はこれに代わる担保を出す。
- (6) 任期を終えるにあたっては、クラブの財務記録一式および資金を速やかに後任者に引き渡す。

第6項 会員委員長。会員理事が会員委員長となる。その責任は次の通りである。

会員委員長。 会員委員長が会員委員会の委員長となり、クラブの理事会メンバーを務める。その責任は次の通りである。

- (a) クラブ会員増強計画を立案する。クラブ理事会に計画を提出し、承認と支援を求める。
- (b) 会員の種類とライオンズクラブ国際協会で開催されている各種プログラムについて理解する。
- (c) 会員の満足度を高めるための計画を立案してクラブ理事会に提出し、承認と支援を求める。
- (d) 会員の満足度向上に向けたプログラムの内容を理解し、会員増強の取り組みに利用する。
- (e) クラブの会員に対し、新会員を勧誘するよう奨励シアワードプログラムを推進する。
- (f) 会員委員会を組織し、任期中、そのメンバーと協力する。

- (g) 新会員が確実に新会員オリエンテーションを受け、ライオンズ・メンター・プログラムに参加するようにする。
- (h) ゾーン・レベルの会員委員会のメンバーとなる。
- (i) 会員委員長勧誘報告書およびクラブ会員満足度報告書を、月に1度クラブ役員に提出する。
- (j) 会員委員長としての責任を果たす上で、クラブの他の委員会と連携する。
- (k) クラブ向上プロセス・ワークショップを企画し、地域のニーズを調べ、会員の満足度について現状を検討し、行動計画を策定するに当たり、クラブ役員を援助する。
- (l) クラブを退会する会員に対し、退会時アンケート調査を行う。

第7項 ライオン・テマー（任意）。ライオン・テマーは旗、バナー、ゴング、木槌、歌集、名札掛けを含め財産及び備品管理の責任を持つ。各会合の前にそれらを適切な場所に配置し、会合後は適切な保管場所に戻す。会合中は会場の秩序を維持し、出席者がきちんと着席しているかどうか注意到意し、クラブ及び理事会の会合に必要な会報、記念品その他の印刷物を配布する。新会員が各会合ごとに違ったグループと一緒に座り、良く知り合えるよう特別配慮する。

第8項 テール・ツイスター（任意）。テール・ツイスターは適当な余興やゲームを行い、上手に会員からファインを徴収することによって会合の調和、親交、活気を促進する。テール・ツイスターがファインを課す決断は、いかなる規制も受けない。ただしファインは、本クラブ理事会が定めた金額を超えてはならず、同一会合において同一会員に対し2回を超えてファインを課すことはできない。出席している会員全員が賛成しない限り、テール・ツイスター（任意）にファインを課すことはできない。集まったすべての金銭は直ちに会計に引き渡し、領収書を受け取る。

第4条 委員会

第1項 常設委員会。クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、会員委員長は、選挙で選ばれるものとする。この他にも、クラブ理事会が決定した委員会を設けることができる。

(a) **運営委員会：**

会則及び付則

財務

情報テクノロジー

ライオンズ情報

会員

プログラム

PR及びコミュニケーション

接待

ライオンズクラブ国際財団

指導力育成

(b) **事業委員会：**

地域社会奉仕

災害対応及び救援

環境保全

糖尿病教育及び活動

聴力保護、教育及び活動

視力保護、教育及び活動

国際関係

ライオンズ青少年奉仕の機会

ライオンズ児童奉仕

第2項 **会員委員会。** 会員委員会は会員委員長をその構成員とし、クラブに最も適したものとなるよう、構成することができる。会員委員会には、前年度の会員委員長、会員副委員長、並びに新会員勧誘及び（又は）会員の満足度向上に関心のあるクラブの会員を含めるべきである。

第3項 **特別委員会。** 会長は時折、理事会の承認の下に、自分の判断又は理事会の判断で必要とみなされる特別委員会を設置することができる。

第4項 **会長の職権。** 会長は、職権上すべての委員会のメンバーとなる。

第5項 **構成。** すべての委員会は、委員長のほかに、上記2項に従って会長が必要とみなす人数の委員から構成される。

第6項 **委員会の報告。** 必要に応じて、各委員会はその委員長を通して、口頭又は文書で毎月理事会に報告することが、奨励されるべきである。

第5条 会議

第1項 **理事会の定例会議**。理事会の定例会議は、理事会が定める日時及び場所で開かれる。(理事会は毎月少なくとも1回会合することが推奨される)

第2項 **理事会の特別会議**。理事会の特別会議は、会長又は3人以上の理事会構成員の要求があったときに、会長が定める日時及び場所で開かれる。

第3項 **クラブ例会/催し**。本クラブの例会は、理事会に推薦されクラブで承認された日時及び場所で、開かれる。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会及び/または催しについてクラブの全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会は、クラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。(クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される)

第4項 **クラブ特別会合**。会長は、自分の判断で本クラブの特別会合を招集することができ、理事会の要求があった場合には、要求者が定める日時及び場所で、これを招集しなければならない。会合の目的、日時、場所が記載された特別会合通知書は、会合日の少なくとも10日前までに、本クラブの各会員に郵便、電子メール等の方法で送られるか、又は直接届けられなければならない。

第5項 **年次会合**。理事会が定める日時及び場所で、ライオンズの毎会計年度終了と併せて、本クラブの年次会議を開催する。この会議では、任期を終える役員がその最終報告を行い、新しく選出された役員が就任する。

第6項 **代替会議形式**。本クラブ及び/又は理事会の定例会議又は特別会議は、会長又は理事会構成員の3人以上の会員の提議により、電話会議及び/又はウェブ会議の形式により開催することができる。

第7項 **周年記念**。チャーターナイト周年記念会を毎年開催することができ、その際には、ライオニズムの目的及び道徳綱領並びに本クラブの歴史が、特に強調される。

第8項 **定足数**。本クラブのいかなる会合においても、定足数には、グッドスタンディング会員の過半数の出席が必要である。他に特に定められていない限り、いかなる会合においても、出席した会員の過半数の決議は、クラブ全体の決議となる。

第9項 **郵便による業務処理**。本クラブは郵便（文書、電子メール、ファクシミリ文書、またはケーブルを介するものを含む）により業務処理を行うことができる。ただし、全クラブ会員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は会長またはクラブ理事会のいずれか3人により提議することができる。

第6条 入会金及び会費

クラブの年次会議における会員の承認による

第1項 **入会金**。新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め_____円の入会金を納入するものとする。この入会金は、その会員が本クラブ会員として記録され、クラブ幹事がライオンズクラブ国際協会に報告する前に、支払われていなければならない。ただし理事会は、前クラブ退会后12カ月以内に転籍又は再入会を認められた会員の入会金のうち、クラブ入会金の全額又は一部を免除することができる。

第2項 **年間会費**。本クラブの各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区（単一又は準、及び複合）の会費（ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため）が含まれ、理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員	_____	円
不在会員	_____	円
名誉会員	_____	円
優待会員	_____	円
終身会員	_____	円
準会員	_____	円
賛助会員	_____	円

本クラブ会計は、国際協会納入金及び地区及び複合地区納入金を、それぞれ国際会則及び複合地区会則で定められる時期に納入しなければならない。

第7条 クラブ支部運営

第1項 **クラブ支部役員**。支部を構成する会員が支部会長、幹事及び会計を選出する。以上の3人と支部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部会長を選出する。また、支部の種々記録、予定されている支部活動、月例財務報告書を提供し、支部と親クラブとの間の率直な話し合い及び効果的なコミュニケーションを推進する努力を統制するため、支部会長には、親クラブの例会及び(又は)理事会会議及びアクティビティに出席することが奨励される。支部会員には、親クラブの定例会議及びアクティビティに出席することが奨励される。

第2項 **連絡員**。親クラブは、支部の進展状況を見守り必要な時には支部に助力する者を、親クラブ会員の中から1人選んで任命する。この役職を務める会員は、支部の4人目の役員も務める。

第3項 **投票する権利**。支部会員は、支部の活動につき投票することができると共に、親クラブの例会に出席している場合には親クラブの投票権のある会員である。親クラブの会合に出席している場合にのみ、支部会員は親クラブの会合の定足数の数に入れられる。

第4項 **入会金及び会費**。クラブ支部への新会員、再入会員、転籍会員はそれぞれ、国際協会入会金を含め円の入会金を納入するものとする。クラブ支部は親クラブとは別に入会費を請求することができ、支部会員には親クラブの入会費を支払う義務はない。

支部の各会員は、下記の経常年間会費を支払わなければならない。この金額には、国際協会並びに地区(単一又は準、及び複合)の会費(ライオン誌購読費、国際協会の運営及び年次大会費、並びに同様の地区の経費を支払うため)が含まれ、親クラブ理事会が定める時期までに前納しなければならない。

正会員 _____ 円
不在会員 _____ 円

名誉会員 _____ 円
優待会員 _____ 円
終身会員 _____ 円
準会員 _____ 円
賛助会員 _____ 円

クラブ支部会計は、国際会費及び地区及び複合地区会費を、親クラブ会計に、それぞれ国際及び地区（単一又は複合）の会則及び付則で定められる時期に納入しなければならない。クラブ支部は、クラブ会費を親クラブに支払う義務を持たない。

第8条 その他

第1項 **会計年度**。本クラブの会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第2項 **議事規則**。本会則及び付則で他に特に定められる場合を除き、本クラブ、理事会、あるいは本会則により任命された委員会のすべての議事の進め方は、最新版のロバート議事規則による。

第3項 **政党/宗派**。本クラブは公職の候補者を後援又は推薦してはならない。また、本クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。

第4項 **個人的利益**。本クラブ役員及び会員は自らのライオン歴を推進させる場合を除き、どんな個人的、政治的その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。

第5項 **報酬**。幹事を除きいかなる役員も、役員として行った本クラブへの奉仕に対して、報酬を受けてはならない。幹事に報酬を与える場合には、理事会が定める。

第6項 **資金の要請**。クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。

第9条 改正

第1項 **改正手順**。本クラブのいかなる例会又は特別会合においても、定足数の出席者がいれば、出席した会員の多数決で、本付則を変更、改正、又は撤廃することができる。

第2項 **通知**。改正案に対する票決は、改正案を説明する文書による通知が、票決を行う会合の暦上少なくとも14日前までに本クラブの各会員に郵便又はウェブサイトや電子メール等の手段により公表されるか、又は直接届けられない限り、行われない。

別紙A
会員種別表

種別	会費即時支払 (クラブ、地区、国際)	クラブ活動 参加	良い印象を与え る言動	クラブ、地区 又は国際の役職への 立候補資格	投票権	地区又は 国際の 大会への代議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
準会員	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要	無	地区大会 (第1クラブ) クラブ事項 (第1及び第2クラブ)	無
名誉会員	必要なし、クラブが 国際及び地区の 会費を支払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び地区の 会費を払い、 国際会費は払わない	可能な時	必要	正会員の義務を果た していれば有	正会員の義務を 果たしていれば有	正会員の義務を 果たしていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項のみ	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

会員種別に関する制限

名誉会員 - 実際の会員総数の5%を超えてはならない。
端数がある場合には、更にもう1人の名誉会員が認められる。

賛助会員 - 実際の会員総数の25%を超えてはならない。

別紙B

投票用紙見本

クラブ会長選出：投票したい候補者の名前の横にチェックマークをつけてください。

山田一郎

田中花子

別紙C

ライオンズクラブの 標準組織機構

役員及び理事 (理事会)

会長
幹事
会計

第一副会長
第二副会長
第三副会長
ライオン・テーマー (任意)

テール・ツイスター (任意)
前国際会長
理事2人 (1年目理事)
理事2人 (2年目理事)
会員理事

運営委員会

会則及び付則
財務
情報テクノロジー
ライオンズ情報
会員
プログラム
PR及びコミュニケーション
接待
ライオンズクラブ国際財団
指導力育成

事業委員会

地域社会奉仕
災害対応及び救援
環境保全
糖尿病教育及び活動
聴力保護、教育及び活動
視力保護、教育及び活動
国際関係
ライオンズ青少年奉仕の機会
ライオンズ児童奉仕

ライオンズクラブ国際協会

道徳綱領

職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。

事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。

事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。

世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。

真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心の触れ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく目的として友情をもつこと。

国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。

不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財を惜しまないこと。

批判は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。



THE
INTERNATIONAL ASSOCIATION
OF LIONS CLUBS
300 W 22ND STREET
OAK BROOK, ILLINOIS 60523-8842 USA

OFFICIAL PUBLICATION OF LIONS CLUBS INTERNATIONAL